

○内閣府令第 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金銭債権等と預金等との誤認防止) 第十三条の五 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 前二項の場合において、銀行は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しななければならない。</p> <p>(休日の承認の申請等) 第十五条 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 令第五条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面</p> <p>2 「略」</p> <p>3 銀行は、令第五条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしななければならない。</p> <p>4 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示すると</p>	<p>(金銭債権等と預金等との誤認防止) 第十三条の五 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(休日の承認の申請等) 第十五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 令第五条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>3 銀行は、令第五条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するもの</p>

もに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一〕三 略〕

(営業時間)

第十六条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示するとともに、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一〕三 略〕

5 〔略〕

(臨時休業の届出等)

第十七条 銀行は、法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第十六条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

とする。

〔一〕三 同上〕

(営業時間)

第十六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 銀行は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

〔一〕三 同上〕

5 〔同上〕

(臨時休業の届出等)

第十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

5 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

6 法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 「略」

〔2〜5 略〕

6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〜七 略〕

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八第一項各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。）若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社（次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。）又はこれらの子会社（以

4 法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 同上〕

5 法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 「同上」

〔2〜5 同上〕

6 「同上」

〔一〜七 同上〕

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号並びに第三十四条の十六第四項第二号及び第五項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、外国保険会社等、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第十八号及び第十八号の二において同じ。）若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社（次条第二項第三十二号において「保険持株会社」という。）又はこれらの子会社（以下この号及び次

下この号及び次号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

「イ〜ハ 略」

「九・十 略」

「7〜16 略」

(廃業等の公告等)

第二十六条 銀行は、法第三十八条第一項の規定による公告及び揭示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 法第三十八条第二項の銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしななければならない。

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第七号、第二項第三号及び第五項第十号並びに前条第二項第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜六 略」

七 外国銀行代理業務の内容、営業日及び営業時間の店頭揭示及び

号並びに第三十四条の十六第四項第二号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

「九・十 同上」

「7〜16 同上」

(廃業等の公告等)

第二十六条 銀行は、法第三十八条の規定による公告及び揭示をするときは、預金等その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

「項を加える。」

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第三十四条の二の三 「同上」

「一〜六 同上」

七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の営業日及び

公衆の閲覧に供する措置に関する事項

八 「略」

(所属外国銀行に関する届出等)

第三十四条の二の三十四 「略」

〔2・3 略〕

4 法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理銀行は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(標識の様式等)

第三十四条の二の三十五 「略」

2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理銀行のウェブサイトに掲載する方法によりなければならない。

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の三十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜八 略〕

九 銀行代理業の内容、営業日及び営業時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十 「略」

営業時間の店頭掲示に関する事項

八 「同上」

(所属外国銀行に関する届出)

第三十四条の二の三十四 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(標識の様式)

第三十四条の二の三十五 「同上」

〔項を加える。〕

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の三十五 「同上」

〔一〜八 同上〕

九 銀行代理業の内容並びに銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

十 「同上」

2 「略」

(標識の様式等)

第三十四条の四十 「略」

2 銀行代理業者は、法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 そのウェブサイトがない場合

三 その営む銀行代理業者が一の銀行代理業者再委託者の再委託を受けて営むもののみである場合において、当該銀行代理業者再委託者が、当該銀行代理業者を営む者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該銀行代理業者再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項において準用する第十三条の五第四項又は第二項の場合において、銀行代理業者は、これらの規定による掲示の内容を当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第三十四条の四十第三項各号に掲げる

2 「同上」

(標識の様式)

第三十四条の四十 「同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

場合は、この限りでない。

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 「略」

二 令第十六条の七第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2 「略」

3 令第十六条の七第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一・二 略」

(特定銀行代理業者の休日の承認の申請等)

第三十四条の五十四の二 「同上」

一 「同上」

二 令第十六条の七第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

3 特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 同上」

(特定銀行代理業者の営業時間等)

第三十四条の五十五 「略」

〔2・3 略〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一・二 略〕

5 「略」

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合

(特定銀行代理業者の営業時間等)

第三十四条の五十五 「同上」

〔2・3 同上〕

4 特定銀行代理業者は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

5 「同上」

6 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示するものとする。

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〜四 同上〕

五 法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は

次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。〕は、次に掲げる場合とする。

〔一〜六 略〕

3|| 法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

4|| 特定銀行代理業者は、法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5|| 法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

(所属銀行の廃業等の掲示等)

第三十四条の五十七 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2|| 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合とする。

、次に掲げる場合とする。

〔一〜六 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3|| 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

(所属銀行の廃業等の掲示)

第三十四条の五十七 銀行代理業者は、法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属銀行から通知を受けた内容及び当該所属銀行における預金等その他その営む銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第三十四条の六十三 所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〜五 略〕

六 所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第三十四条の四十第三項各号に掲げる場合を除き、当該銀行代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

〔七〜九 略〕

2 〔略〕

(標識の様式等)

第三十四条の六十三の十二 〔略〕

2 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

3 〔略〕

(廃止の届出等)

第三十四条の六十三の六十九 〔略〕

2 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、

(所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第三十四条の六十三 〔同上〕

〔一〜五 同上〕

六 所属銀行の商号、銀行代理業者であることを示す文字及び当該銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

〔七〜九 同上〕

2 〔同上〕

(標識の様式等)

第三十四条の六十三の十二 〔同上〕

2 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3 〔同上〕

(廃止の届出等)

第三十四条の六十三の六十九 〔同上〕

2 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3
〔略〕

4 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5
〔略〕

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3
〔同上〕

4 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5
〔同上〕

別紙様式第10号の2 (第34条の2の35第1項関係) [略]

別紙様式第17号 (第34条の40第1項関係) [略]

別紙様式第18号 (第34条の59第1項関係)

(日本産業規格A4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[略]

[1～3 略]

4 使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

別紙様式第10号の2 (第34条の2の35関係) [同左]

別紙様式第17号 (第34条の40関係) [同左]

別紙様式第18号 (第34条の59第1項関係)

(日本産業規格A4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[同左]

[1～3 同左]

4 使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。

2 [略]
[5・6 略]

別紙様式第19号 (第34条の59第1項関係)

(日本産業規格A4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から)
年 月 日まで)

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[略]

[1～3 略]

4 役員及び使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [略]

2 [同左]
[5・6 同左]

別紙様式第19号 (第34条の59第1項関係)

(日本産業規格A4)

銀行代理業に関する報告書

(年 月 日から)
年 月 日まで)

主たる営業所
又は事務所の
所在地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

[1～3 同左]

4 役員及び使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2 [同左]

[5・6 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[5・6 同左]

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)</p> <p>第五十三条の五 第五十三条の三第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>七 外国銀行代理業務の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項</p> <p>八 〔略〕</p> <p>(金銭債権等と預金等との誤認防止)</p> <p>第四百四条 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 前項の場合において、金庫は、同項の規定による揭示の内容を当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなればならない。</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第二百二十八条 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 令第十二条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方</p>	<p>(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)</p> <p>第五十三条の五 〔同上〕</p> <p>〔一〕六 同上</p> <p>七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示に関する事項</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>(金銭債権等と預金等との誤認防止)</p> <p>第四百四条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第二百二十八条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 令第十二条第三項の規定による揭示の方法を記載した書面</p>

法を記載した書面

2 「略」

3 金庫は、令第十二条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならぬ。

4 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〇三 略」

(業務取扱時間)

第二百二十九条 「略」

「2・3 略」

4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一〇三 略」

5 「略」

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の

2 「同上」

「項を加える。」

3 金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

「一〇三 同上」

(業務取扱時間)

第二百二十九条 「同上」

「2・3 同上」

4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

「一〇三 同上」

5 「同上」

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 「同上」

全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 「略」

二 銀行法第十六条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 「略」

〔2・3 略〕

4 銀行法第十六条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

6 銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

（廃業等の公告等）

第三百三十七条 金庫は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び揭示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 銀行法第三十八条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によ

一 「同上」

二 銀行法第十六条第一項の規定による揭示の方法を記載した書面

三 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 同上〕

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 同上〕

（廃業等の公告等）

第三百三十七条 金庫は、銀行法第三十八条の規定による公告及び揭示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

〔項を加える。〕

りしなければならない。

(所属外国銀行に関する届出等)

第三百三十七条の四 「略」

〔2・3 略〕

4 銀行法第五十二条の二の九第三項の外国銀行代理金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(標識の様式等)

第三百三十七条の五 「略」

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該外国銀行代理金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

(委託契約書の案の記載事項)

第四百四十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕八 略〕

九 信用金庫代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十 「略」

2 「略」

(所属外国銀行に関する届出)

第三百三十七条の四 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(標識の様式)

第三百三十七条の五 「同上」

〔項を加える。〕

(委託契約書の案の記載事項)

第四百四十一条 「同上」

〔一〕八 同上〕

九 信用金庫代理業の内容並びに信用金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示に関する事項

十 「同上」

2 「同上」

(標識の様式等)

第四百四十六条 「略」

2|| 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 そのウェブサイトがない場合

三 その行う信用金庫代理業が一の信用金庫代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用金庫代理業再委託者が、当該信用金庫代理業を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用金庫代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(預金等との誤認防止等)

第五十一条 「略」

〔2〕4 略〕

5|| 第二項の場合において、信用金庫代理業者は、同項の規定による揭示の内容を当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)

(標識の様式)

第四百四十六条 「同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(預金等との誤認防止等)

第五十一条 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

(特定信用金庫代理業者の休日の承認の申請等)

第六十条の二 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第

第六十条の二 「同上」

二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 「略」

一 「同上」

二 令第十三条の三第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

二 令第十三条の三第三項の規定による揭示の方法を記載した書面

2 「略」

2 「同上」

3 令第十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

3 「項を加える。」

4 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

4 「項を加える。」

5 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

5 特定信用金庫代理業者は、令第十三条の三第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

「一・二 略」

「一・二 同上」

(特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等)

(特定信用金庫代理業者の業務取扱時間等)

第六十一条 「略」

第六十一条 「同上」

「2・3 略」

「2・3 同上」

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲

4 特定信用金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更を行うときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲

示するとともに、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

「一・二 略」

5 「略」

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第六十二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

「一〇六 略」

3 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

示するものとする。

「一・二 同上」

5 「同上」

6 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

（特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第六十二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇六 同上」

「項を加える。」

4|| 特定信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5|| 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

(所属信用金庫の廃業等の掲示等)

第六十三條 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2|| 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第六十六條第三項各号に掲げる場合とする。

(所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第六十九條 所属信用金庫は、信用金庫代理業者の信用金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

「項を加える。」

3|| 「同上」

一 「同上」

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

(所属信用金庫の廃業等の掲示)

第六十三條 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第六十九條 「同上」

〔一〇五 略〕

六 所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第四百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

〔七〇九 略〕

2
〔略〕

(標識の様式等)

第百六十九条の九 〔略〕

2 銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

3
〔略〕

(廃止の届出等)

第百六十九条の三十二 〔略〕

2 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う信用金庫電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により

〔一〇五 同上〕

六 所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

〔七〇九 同上〕

2
〔同上〕

(標識の様式等)

第百六十九条の九 〔同上〕

2 銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3
〔同上〕

(廃止の届出等)

第百六十九条の三十二 〔同上〕

2 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

公衆の閲覧に供するものとする。	3 〔略〕
4 信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。	3 〔同上〕
5 〔略〕	5 〔同上〕

別紙様式第15号の2 (第137条の5第1項関係) [略]

別紙様式第17号 (第146条第1項関係) [略]

別紙様式第18号 (第165条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～3 略]

4 使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

別紙様式第15号の2 (第137条の5関係) [同左]

別紙様式第17号 (第146条関係) [同左]

別紙様式第18号 (第165条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地

名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～3 同左]

4 使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

2 [略]
[5・6 略]

別紙様式第19号 (第165条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)
年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)
[1・2 略]
[1～3 略]

4 役員及び使用人の状況
[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する役員及び
使用人について記載すること。この場合において、当該使用
人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用
する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [同左]
[5・6 同左]

別紙様式第19号 (第165条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)
年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(記載上の注意)
[1・2 同左]
[1～3 同左]

4 役員及び使用人の状況
[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する役員及び
使用人について記載すること。

<p>2 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 信用金庫代理業の実施状況</p> <p>(1) 預金関係</p> <p>① [略]</p> <p>② 媒介</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>「件数」欄は、<u>法第85条の2第2項第1号</u>に規定する契約の締結の媒介行為を行ったものうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属信用金庫ごとに記載すること。</p> <p>[(2)~(4) 略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>6 信用金庫代理業の実施状況</p> <p>(1) 預金関係</p> <p>① [同左]</p> <p>② 媒介</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>「件数」欄は、<u>法第89条の2第2項第1号</u>に規定する契約の締結の媒介行為を行ったものうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属信用金庫ごとに記載すること。</p> <p>[(2)~(4) 同左]</p>
--	--

備考 表中の「」の記号は任意である。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(廃業等の公告等)</p> <p>第四十条 法第八条第三項の規定による公告は、官報若しくは時事に 関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会 社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）に よつてしななければならない。この場合において、官報又は時事に関 する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信託業務 を営む金融機関は、同項の規定による掲示の内容を当該信託業務を 営む金融機関のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供 するものとする。</p> <p>〔2～4 略〕</p>
改正前	<p>(廃業等の公告等)</p> <p>第四十条 法第八条第三項の規定による公告は、官報のほか、時事に 関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会 社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）に よつてしななければならない。</p> <p>〔2～4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(貸金業法施行規則の一部改正)

第四条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(貸付条件等の揭示等)</p> <p>第十一条 法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。</p> <p>3 法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>4 貸金業者は、法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。</p> <p>5 法第十四条第一項の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約</p>	<p>(貸付条件の揭示)</p> <p>第十一条 法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。</p> <p>3 法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>4 貸金業者は、法第十四条の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によつて算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。</p> <p>5 法第十四条の規定による揭示は、当該営業所等で行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。ただし、当該営業所等が現金自動設備であつて、当該現金自動設備があらかじめ定める条件により継続して貸付けを行う契約（以下「包括契約」とい</p>

「という。」に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。

6 貸金業者は、法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

7 法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 そのウェブサイトがない場合

(掲示すべき標識の様式等)

第二十条 法第二十三条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

2 貸金業者は、法第二十三条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該貸金業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 法第二十三条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第十一条第七項各号に掲げる場合とする。

別表(第十一条関係)

〔略〕

Rは、法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率

Fは、法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息

う。」に基づく金銭の交付又は回収のみを行うものであるときは、掲示することを要しない。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(掲示すべき標識の様式)

第二十条 法第二十三条に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号に定めるものとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

別表(第十一条関係)

〔同上〕

Rは、法第十四条第一号に規定する貸付けの利率

Fは、法第十四条第一号に規定する利息及びみなし利息

別紙様式第7号 (第20条第1項関係) [略]	別紙様式第7号 (第20条関係) [同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金銭債権等と預金等との誤認防止)</p> <p>第四十二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 前項の場合において、信用協同組合等は、同項の規定による揭示の内容を当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 そのウェブサイトがない場合</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第六十五条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 令第四条第三項の規定による<u>揭示及び閲覧に供する措置</u>の方法を記載した書面</p> <p>2 「略」</p> <p>3 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。</p> <p>4 信用協同組合等は、令第四条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方</p>	<p>(金銭債権等と預金等との誤認防止)</p> <p>第四十二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>(休日の承認の申請等)</p> <p>第六十五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 令第四条第三項の規定による<u>揭示</u>の方法を記載した書面</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

法によりしなければならない。

5 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に定める場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一〕三 略〕

(業務取扱時間)

第六十六条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 信用協同組合等は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、第四十二条第四項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一〕三 略〕

(臨時休業の届出等)

第六十七条 信用協同組合等は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一〕三 同上〕

(業務取扱時間)

第六十六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 信用協同組合等は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

〔一〕三 同上〕

(臨時休業の届出等)

第六十七条 〔同上〕

一 「略」
二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閱覧に供する措置の方法を記載した書面

三 「略」

〔2・3 略〕

4 銀行法第十六条第二項の信用協同組合等は、同項の規定による閱覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしななければならない。

5 銀行法第十六条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

6 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
〔一〕三 略〕

7 銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
〔一・二 略〕

(解散の公告等)

第七十四条 信用協同組合等は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める事業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 銀行法第三十八条第二項の信用協同組合等は、同項の規定による閱覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしななければならない。

一 「同上」

二 銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
〔一〕三 同上〕

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
〔一・二 同上〕

(解散の公告)

第七十四条 信用協同組合等は、銀行法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める事業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

〔項を加える。〕

3|| 銀行法第三十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

(委託契約書の案の記載事項)

第八十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇八 略〕

九 信用協同組合代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項

十 〔略〕

2 〔略〕

(標識の様式等)

第八十六条 〔略〕

2|| 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 そのウェブサイトがない場合

三 その行う信用協同組合代理業が一の信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用協同組合代理業再委託者が、当該信用協同組合代理業を行う者が

〔項を加える。〕

(委託契約書の案の記載事項)

第八十一条 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 信用協同組合代理業の内容並びに信用協同組合代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示に関する事項

十 〔同上〕

2 〔同上〕

(標識の様式)

第八十六条 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用協同組合代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 「略」

〔2〕4 略

5 第二項の場合において、信用協同組合代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第八十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等)

第一百条の二 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 「略」

二 令第五条の六第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

2 「略」

3 令第五条の六第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第三項の規定による

公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用協同組合代理業再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 「同上」

〔2〕4 同上

〔項を加える。〕

(特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等)

第一百条の二 「同上」

一 「同上」

二 令第五条の六第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

2 「同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第三項に掲げる場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一・二 略〕

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第一百一条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

〔一・二 略〕

5 〔略〕

6 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第一百一条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

5 〔同上〕

6 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第百二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合(次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。)は、次に掲げる場合とする。

〔一〇六 略〕

3 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第百二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇六 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

(所属信用協同組合の廃業等の揭示等)

第百三条 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による揭示及び閲覧に供する措置をするときは、所属信用協同組合から通知を受けた内容及び当該所属信用協同組合における預金等その他その行う信用協同組合代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2|| 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3|| 銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

(所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第百九条 所属信用協同組合は、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇五 略〕

六 所属信用協同組合の名称、信用協同組合代理業者であることを示す文字及び当該信用協同組合代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

〔七〇九 略〕

(所属信用協同組合の廃業等の揭示)

第百三条 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による揭示をするときは、所属信用協同組合から通知を受けた内容及び当該所属信用協同組合における預金等その他その行う信用協同組合代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第百九条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 所属信用協同組合の名称、信用協同組合代理業者であることを示す文字及び当該信用協同組合代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

〔七〇九 同上〕

<p>2 「略」</p>	<p>(標識の様式等) 第九十九条の十四 「略」</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該信用協同組合電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。</p> <p>3 「略」</p> <p>(廃止の届出等) 第九十九条の三十七 「略」</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う信用協同組合電子決済等取扱業者は、同項の規定による揭示の内容を当該信用協同組合電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>3 「略」</p> <p>4 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならぬ。</p>
<p>2 「同上」</p>	<p>(標識の様式等) 第九十九条の十四 「同上」</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(廃止の届出等) 第九十九条の三十七 「同上」</p> <p>2 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>4 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。</p>

5

〔略〕

5

〔同上〕

別紙様式第12号 (第86条第1項関係) [略]

別紙様式第13号 (第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用協同組合代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)
年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～3 略]

4 使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用協同組合代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

2 [略]

別紙様式第12号 (第86条関係) [同左]

別紙様式第13号 (第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用協同組合代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)
年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～3 同左]

4 使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用協同組合代理業に従事する使用人について記載すること。

2 [同左]

[5 ・ 6 略]

別紙様式第14号 (第105条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用協同組合代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者 氏 名

(記載上の注意)

[1 ・ 2 略]

[1 ～ 3 略]

4 役員及び使用人の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 本表は、当期末における信用協同組合代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

[5 ・ 6 同左]

別紙様式第14号 (第105条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用協同組合代理業に関する報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者 氏 名

(記載上の注意)

[1 ・ 2 同左]

[1 ～ 3 同左]

4 役員及び使用人の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 本表は、当該期末における信用協同組合代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

<p>2 [略] [5・6 略]</p>	<p>2 [同左] [5・6 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(保険業法施行規則の一部改正)

第六条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(金銭債権等と保険契約との誤認防止) 第五十三条の二 「略」 〔2・3 略〕</p> <p>4 前項の場合において、保険会社は、同項の規定による掲示の内容を当該保険会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(標識の掲示等) 第二百十一条の二十一 「略」</p> <p>2 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の八第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該少額短期保険業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。</p> <p>3 法第二百七十二条の八第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 そのウェブサイトがない場合</p> <p>(商号又は名称) 第二百十一条の二十二 法第二百七十二条の八第四項に規定する少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(金銭債権等と保険契約との誤認防止) 第五十三条の二 「同上」 〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>(標識の掲示) 第二百十一条の二十一 「同上」</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>(商号又は名称) 第二百十一条の二十二 法第二百七十二条の八第三項に規定する少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。</p>

別紙様式第16号の16 (第211条の21第1項関係) [略]	別紙様式第16号の16 (第211条の21関係) [同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(信託業法施行規則の一部改正)

第七条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(廃業等の公告等)</p> <p>第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によってしなければならない。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信託会社は、次に掲げる場合を除き、これらの規定による掲示の内容を当該信託会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 そのウェブサイトがない場合</p> <p>〔2〕5 略</p> <p style="text-align: center;">(読替規定)</p> <p>第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十七条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(廃業等の公告等)</p> <p>第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によってしなければならない。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p style="text-align: center;">(読替規定)</p> <p>第五十一条の九 〔同上〕</p>

「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[略]	第五十条第一項	法第四十一条第三項 又は第五項	電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）
	法第四十一条第三項	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）	同項

[2・3 略]

[同上]	第五十条第一項	法第四十一条第三項 又は第五項	電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）
	法第四十一条第三項	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）	同項

[2・3 同上]

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔略〕	
第五十条第一項	法第四十一条第三項 又は第五項
電子公告（会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けるこ

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔同上〕	
第五十条第一項	法第四十一条第三項 又は第五項
電子公告（会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けるこ

〔略〕	
これら	同項
	とができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

〔同上〕	
	とができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）

(標識の様式等)

第七十五条 〔略〕

- 2|| 信託契約代理店は、法第七十二条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信託契約代理店のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
- 3|| 法第七十二条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第五十条第一項各号に掲げる場合とする。

(標識の様式)

第七十五条 〔同上〕

- 〔項を加える。〕
- 〔項を加える。〕
- 〔項を加える。〕

別紙様式第10号 (第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度事業報告書 (年 月 日から)
年 月 日まで) 年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[略]

[1・2 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]~[3] 略]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]

[5]~(9) 略]

2 [略]

別紙様式第10号の2 (第42条第1項関係)

別紙様式第10号 (第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度事業報告書 (年 月 日から)
年 月 日まで) 年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]~[3] 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

② [同左]

[5]~(9) 同左]

2 [同左]

別紙様式第10号の2 (第42条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度事業報告書 (年 月 日から)
年 月 日まで)

年 月 日提出

商 号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

(記載上の注意)

[略]

[1 ・ 2 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1) ・ (2) 略]

(3) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]

[(4) ～ (8) 略]

2 [略]

別紙様式第10号の3 (第42条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

(日本産業規格 A 4)

年度事業報告書 (年 月 日から)
年 月 日まで)

年 月 日提出

商 号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

(記載上の注意)

[同左]

[1 ・ 2 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1) ・ (2) 同左]

(3) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

② [同左]

[(4) ～ (8) 同左]

2 [同左]

別紙様式第10号の3 (第42条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期自己信託報告書 (年 月 日から) 日提出
 年 月 日まで)

商号
所在地
代表者の役職氏名

(記載上の注意)
[略]

[1・2 略]

(記載上の注意)
1 業務の状況
[(1)~(3) 略]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従業者の役員及び使用人を記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]
[(5)~(7) 略]

2 [略]

別紙様式第10号の4 (第42条第1項関係)
(日本産業規格A4)

第 期事業報告書 (年 月 日から) 日提出
年 月 日まで)

第 期自己信託報告書 (年 月 日から) 日提出
年 月 日まで)

商号
所在地
代表者の役職氏名

(記載上の注意)
[同左]

[1・2 同左]

(記載上の注意)
1 業務の状況
[(1)~(3) 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数
当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従業者の役員及び使用人を記載すること。

② [同左]
[(5)~(7) 同左]

2 [同左]

別紙様式第10号の4 (第42条第1項関係)
(日本産業規格A4)

第 期事業報告書 (年 月 日から) 日提出
年 月 日まで)

年 月 日提出

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所の
所在地

(記載上の注意)

[略]

[1・2 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]~[3] 略]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員 (外国法人の場合には、国内における支店に駐在する役員、②において同じ。) 及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその当時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]

[5]・(6) 略]

2 [略]

別紙様式第20号 (第75条第1項関係) [略]

年 月 日提出

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所の
所在地

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]~[3] 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員 (外国法人の場合には、国内における支店に駐在する役員、②において同じ。) 及び使用人について記載すること。なお、役員等に含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

② [同左]

[5]・(6) 同左]

2 [同左]

別紙様式第20号 (第75条関係) [同左]

別紙様式第21号 (第79条関係)

(日本産業規格A4)

信託契約代理業務に関する報告書

()
年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日提出

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所
の所在地

[1. ～ 5. 略]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における信託契約代理業に従事する役員及び使用人
について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が
20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従
業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇
員及び嘱託を除く員数を記載すること。

[4. ・ 5. 略]

別紙様式第22号 (第79条関係)

別紙様式第21号 (第79条関係)

(日本産業規格A4)

信託契約代理業務に関する報告書

()
年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日提出

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所
の所在地

[1. ～ 5. 同左]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

[4. ・ 5. 同左]

別紙様式第22号 (第79条関係)

<p style="text-align: right;">(日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">信託契約代理業務に関する報告書</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日から) (年 月 日まで) 年 月 日提出</p> <p>_____ (ふりがな) 氏 名 _____ 住 所</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所又は事務所の 所在地</p> <p>[1. ～ 5. 略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ・ 2. 略]</p> <p>3. 使用人の状況</p> <p>当期末現在における<u>信託契約代理業に従事する使用人</u>について記載すること。<u>この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。</u></p> <p>[4. ・ 5. 略]</p>	<p style="text-align: right;">(日本産業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">信託契約代理業務に関する報告書</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日から) (年 月 日まで) 年 月 日提出</p> <p>_____ (ふりがな) 氏 名 _____ 住 所</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所又は事務所の 所在地</p> <p>[1. ～ 5. 同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ・ 2. 同左]</p> <p>3. 使用人の状況</p> <p>当期末現在における<u>使用人</u>について記載すること。</p> <p>[4. ・ 5. 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は任意である。</p>	

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正)

第八条 前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p>第十条 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 加入する認定資金決済事業者協会(前払式支払手段発行者をその会員(法第八十七条第二号に規定する会員をいう。)とするものに限る。以下同じ。)の名称</p> <p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)</p> <p>第四十一条 〔略〕</p> <p>2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第六項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならぬ。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>5 前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告を</p>	<p>(届出書のその他の記載事項)</p> <p>第十条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 加入する認定資金決済事業者協会の名称</p> <p>(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)</p> <p>第四十一条 〔同上〕</p> <p>2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならぬ。</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>6 〔同上〕</p>

したときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

一 当該公告をしたことを証する書面

二 第三項の規定による揭示又は第四項の規定による情報の提供及び第五項の規定による閲覧に供する措置の内容が確認できる書類

三 「略」

8・9 「略」

一 当該公告の写し

二 第三項の規定による揭示及び第四項の規定による情報の提供の内容が確認できる書類

三 「同上」

7・8 「同上」

<p>別紙様式第18号 (第41条第7項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号</p> <p>住所(郵便番号)</p> <p>電話番号 () -</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名</p> <p>(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p>私 戻 し 公 告 届 出 書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令<u>第41条第7項各号に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～ 3. 略]</p> <p>別紙様式第19号 (第41条第8項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p>	<p>別紙様式第18号 (第41条第6項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号</p> <p>住所(郵便番号)</p> <p>電話番号 () -</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名</p> <p>(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p>私 戻 し 公 告 届 出 書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令<u>第41条第6項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～ 3. 同左]</p> <p>別紙様式第19号 (第41条第7項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p>
---	--

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 () -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する
内閣府令第41条第8項の規定により報告します。

記

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～ 6. 略]

別紙様式第20号 (第41条第9項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 () -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する
内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～ 6. 同左]

別紙様式第20号 (第41条第8項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

<p>電話番号 () -</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名</p> <p>(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p>払 戻 し 未 了 届 出 書</p> <p>下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第9項の規定により届け出ます。</p> <p>記</p> <p>払戻しを完了することができない理由</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1.・2. 略]</p>	<p>電話番号 () -</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏 名</p> <p>(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p>払 戻 し 未 了 届 出 書</p> <p>下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第8項の規定により届け出ます。</p> <p>記</p> <p>払戻しを完了することができない理由</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1.・2. 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は正しいもの。</p>	

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第九条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(受取証書の交付)</p> <p>第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>2 「項を削る。」</p> <p>3 第一項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者が書面又は電磁的方法により当該</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(受取証書の交付)</p> <p>第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 資金移動業者等は、第一項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、資金移動業者等は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>4 資金移動業者等は、前項の規定により第一項各号に掲げる事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>5 前項に規定する承諾を得た資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者に対し、第一項各号に掲げる事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>

申出を撤回した場合は、この限りでない。

4 第一項及び前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回をする場合 次に掲げる方法

イ 申出若しくは撤回を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法

ロ 〔略〕

二 〔略〕

5 前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 前項第一号に定める方法にあつては、申出又は撤回を受ける者が申出又は撤回をする者に対し、電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

〔二・三 略〕

6 第四項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定

6 前三項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 次に掲げる方法

イ 承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法

ロ 〔同上〕

二 〔同上〕

7 〔同上〕

一 前項第一号に定める方法にあつては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

〔二・三 同上〕

8 第六項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付を行うことを要

する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行うことを要しない。

(廃止の届出等)

第三十八条 「略」

2 「略」

3 法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、資金移動業者等は、同項の規定による揭示の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

4 「略」

5 資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 「略」

しない。

(廃止の届出等)

第三十八条 「同上」

2 「同上」

3 法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

4 「同上」

5 資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 「同上」

<p>別紙様式第25号 (第38条第5項関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p>届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p>届出受理番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: center;">(郵便番号 ー)</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">電話番号 () ー</p> <p>商 号</p> <p>代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: center;">資金移動業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により資金移動業の (全部・一部) を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～ 4. 略]</p>	<p>別紙様式第25号 (第38条第5項関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p>届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p>届出受理番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: center;">(郵便番号 ー)</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">電話番号 () ー</p> <p>商 号</p> <p>代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: center;">資金移動業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により資金移動業の (全部・一部) を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～ 4. 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は任意である。</p>	

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第十条 暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)の一部を次のように改正する

。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(廃止の届出等) 第四十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第六十三条の二十第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う暗号資産交換業者は、同項の規定による掲示の内容を当該暗号資産交換業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>4 「略」</p> <p>5 暗号資産交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 「略」</p>	<p>(廃止の届出等) 第四十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 法第六十三条の二十第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 暗号資産交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 「同上」</p>

<p>別紙様式第15号 (第40条第5項関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p>届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p>住所 (郵便番号)</p> <p>電話番号 () 一</p> <p>商 号</p> <p>代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: center;">暗号資産交換業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により暗号資産交換業の (全部・一部) を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを<u>証する書面</u>を添付して、暗号資産交換業者に関する内閣府令第40条第5項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ~ 3. 略]</p>	<p>別紙様式第15号 (第40条第5項関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p>届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p>住所 (郵便番号)</p> <p>電話番号 () 一</p> <p>商 号</p> <p>代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: center;">暗号資産交換業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により暗号資産交換業の (全部・一部) を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の<u>写し</u>を添付して、暗号資産交換業者に関する内閣府令第40条第5項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ~ 3. 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は任意である。</p>	

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第十一条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(貸付条件等の揭示)</p> <p>第二百二十八条 準用貸金業法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 準用貸金業法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率(同号に規定する貸付けの利率をいう。以下この款において同じ。)を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。</p> <p>3 準用貸金業法第十四条第一号第五号に規定する内閣府令で定める事項は、媒介手数料(何らの名義をもつてするを問わず、金融サービス仲介業者が、その金銭の貸借の媒介に関し受ける金銭をいう。以下この款において同じ。)の計算の方法(媒介手数料の割合(当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))を含む。以下この款において同じ。)とする。</p> <p>4 金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条第一号の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によって算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一</p>	<p>(貸付条件の揭示)</p> <p>第二百二十八条 準用貸金業法第十四条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 準用貸金業法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率(同号に規定する貸付けの利率をいう。以下この款において同じ。)を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。</p> <p>3 準用貸金業法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、媒介手数料(何らの名義をもつてするを問わず、金融サービス仲介業者が、その金銭の貸借の媒介に関し受ける金銭をいう。以下この款において同じ。)の計算の方法(媒介手数料の割合(当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合(百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。))を含む。以下この款において同じ。)とする。</p> <p>4 金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条の規定により貸付けの利率を揭示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によって算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで</p>

<p>位まで表示する方法によるものとする。</p> <p>5 準用貸金業法第十四条第一項の規定による揭示は、当該営業所又は事務所で媒介を行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。</p> <p>別表（第二百二十八条関係） 「略」</p> <p>Rは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率</p> <p>Fは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項第一号に規定する利息及びびみなし利息</p>	<p>表示する方法によるものとする。</p> <p>5 準用貸金業法第十四条の規定による揭示は、当該営業所又は事務所で媒介を行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。</p> <p>別表（第二百二十八条関係） 「同上」</p> <p>Rは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一号に規定する貸付けの利率</p> <p>Fは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一号に規定する利息及びびみなし利息</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(廃止の届出等) 第八十三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済手段等取引業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済手段等取引業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>4 「略」</p> <p>5 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 「略」</p>	<p>(廃止の届出等) 第八十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 「同上」</p>

<p>別紙様式第21号 (第83条第5項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p>届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 第 号 号</p> <p>届出受理番号 財務 (支) 局長 第 第 号 号</p> <p>(郵便番号 ー)</p> <p>住 所</p> <p>電話番号 () ー</p> <p>商号又は</p> <p>名 称</p> <p>代表者の</p> <p>氏 名</p> <p>電子決済手段等取引業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の (全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたこ とを証する書面を添付して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府 令第83条第5項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～ 3. 略]</p>	<p>別紙様式第21号 (第83条第5項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p>届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 第 号 号</p> <p>届出受理番号 財務 (支) 局長 第 第 号 号</p> <p>(郵便番号 ー)</p> <p>住 所</p> <p>電話番号 () ー</p> <p>商号又は</p> <p>名 称</p> <p>代表者の</p> <p>氏 名</p> <p>電子決済手段等取引業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の (全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを 添付して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第83条第5項の 規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～ 3. 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記号は必ずしも。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第十八号及び別紙様式第十九号は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る銀行代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る銀行代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第十八号及び別紙様式第十九号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

(信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第七条の規定による改正後の信託業法施行規則(次項において「新信託業法施行規則」という。)別紙様式第十号から別紙様式第十号の四までは、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書については、なお従前の例による。

2 新信託業法施行規則別紙様式第二十一号及び別紙様式第二十二号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信託契約代理業務に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信託契約代理業務に関する報告書については、なお従前の例による。

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第九条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第三十条の規定は、施行日以後に同条

第一項の金銭その他の資金を受領した場合について適用し、施行日前に第九条の規定による改正前の資金移動業者に関する内閣府令第三十条第一項の金銭その他の資金を受領した場合には、なお従前の例による。